

【工事の概要】

1. 夜間通行止め作業内容

1) 老朽化更新に伴う旧情報板の撤去を行います。

掘割（半地下）構造内に車線をまたいで設置されている旧情報板の撤去を行います。



2) 標識、情報板などの二重の安全対策を行います。

第三者等被害の発生が懸念される大型標識、情報板等について、落下対策を行います。



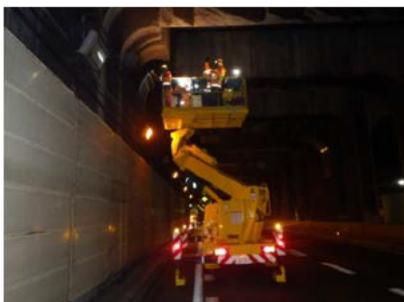
3) 標識の取替を行います。

老朽化した標識板を高輝度反射式に変更するとともに、外照式照明灯具を撤去します。



4) 設備の点検整備、清掃を行います。

標識、道路照明及び非常用設備の点検、清掃を行います。



## 2. 通行止め時の迂回路

通行止め時に当該区間をご利用される場合の迂回路は下記の通りです。(別紙広域全体図参照)

通行止め区間	迂回路	所要時間[通常交通状況]
なごや 名古屋 I C かみやしろみなみ ・上社南 I C～ まつかわど 松河戸 I C	愛知県道 60 号名古屋長久手線⇒一般国道 302 号 (名古屋 I C⇒上社 J C T⇒松河戸 I C 方面)	一般道利用の場合 約 25 分 <sup>※1</sup> (高速利用時 約 10 分 <sup>※1</sup> )
	一般国道 302 号 (上社南 I C⇒松河戸 I C 方面)	一般道利用の場合 約 20 分 <sup>※2</sup> (高速利用時 約 10 分 <sup>※2</sup> )
かがわ 勝川 I C～ かみやしろ 上社 J C T	一般国道 302 号⇒愛知県道 60 号名古屋長久手線 (勝川 I C⇒東名・名古屋 I C 方面)	一般道利用の場合 約 25 分 <sup>※3</sup> (高速利用時 約 10 分 <sup>※3</sup> )
	一般国道 302 号 (勝川 I C⇒上社南 I C 方面)	一般道利用の場合 約 25 分 <sup>※4</sup> (高速利用時 約 10 分 <sup>※4</sup> )

- ※1 名二環・名古屋 I C から松河戸 I C までの所要時間
- ※2 名二環・上社南 I C から松河戸 I C までの所要時間
- ※3 名二環・勝川 I C から東名・名古屋 I C までの所要時間
- ※4 名二環・勝川 I C から上社南 I C までの所要時間

## 3. 乗り継ぎ料金調整について

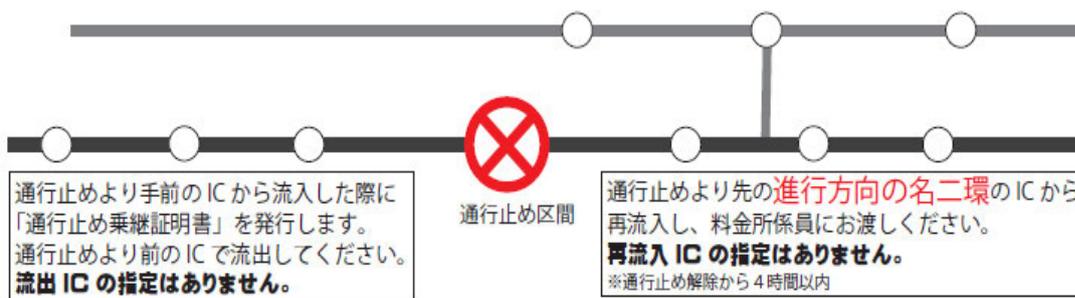
通行止め区間を一般道に迂回し、再度名二環を同一方向に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整を行います。

E T C をご利用のお客さまは、最初の名二環 I C 流入時の E T C カードと名二環再流入時(通行止めより先の進行方向の名二環 I C)の E T C カードが同じであれば、通常どおり E T C レーンを無線走行してください。後日、自動調整いたします。**2 回目の通行料金はいただきません。(『通行止め乗継証明書』の入手は不要です。)**

現金でご利用のお客さま(E T C をご利用しないお客さま)は、名二環の最初に流入した I C でお渡しする『通行止め乗継証明書』を通行止めより先の進行方向の名二環 I C で再流入する際に、係員にお渡しいただくことで 2 回目の通行料金は頂きません。(名二環以外の通行には、ご利用できません。)なお、乗り継いだ再流入 I C が料金精算機の場合は、お手数ですが「係員呼出ボタン(レバー)」にて係員にお申し付けください。

### ※ ご注意ください

東名・中央道や名古屋高速などの名二環以外の路線で再流入しても乗継調整の対象にはなりません。



- ※1 通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の I C で流出していただく場合があります。
- ※2 流出後、通行止めが解除された場合は、通行止め区間内の I C で再流入されても料金の調整を行います。
- ※3 再流入につきましては、通行止め解除後 4 時間以内に進行方向の名二環の I C に再流入してください。

